

(4) 四国中央市



① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病に関すること ・子どもの病気や障がいに関する不安や悩み ・病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み ・同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど 	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室 〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
障害者手帳に関する こと 福祉サービスに関する こと	四国中央市役所 生活福祉課 障がい福祉係 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目 6番55号	電話 : 0896-28-6023 FAX : 0896-28-6172	平日 8:30~17:15
保育所や幼稚園、 一時預かりについて	四国中央市役所 保育幼稚園課 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目 6番55号	電話 : 0896-28-6022 FAX : 0896-28-6031	平日 8:30~17:15
病気や障がいのある 子どもの就学に関わ る相談について	四国中央市役所 学校教育課 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目 6番55号	電話 : 0896-28-6045	平日 8:30~17:15
虐待や子ども、 子どもの家庭に関す ること	四国中央市役所 こども家庭課 子育て総合相談係 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目 6番55号	電話 : 0896-28-6027 FAX : 0896-28-6031	平日 8:30~17:15

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
妊娠、乳幼児の子育てや発達、健康に関すること	四国中央市役所 保健推進課 四国中央市保健センター 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目 6番55号	電話：0896-28-6054 FAX：0896-28-6110	平日 8：30～17：15
登校しぶり、不登校、いじめ、不適切な行動など、学校生活や家庭生活に関すること	こども支援室 〒799-0411 四国中央市下柏町749番地2 子ども若者発達 支援センター Palette 3階・少年育成センター内	電話：0896-28-6064 FAX：0896-28-6195 E-mail： ikuseic@city. shikokuchuo.ehime.jp	
	四国中央市役所 学校教育課 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目 6番55号	電話：0896-28-6045	
子どもの医療費に関すること 手当や助成について	四国中央市役所 国保医療課 福祉医療係 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目 6番55号（医療費等）	電話：0896-28-6017	平日 8：30～17：15
	四国中央市役所 こども家庭課 子育て支援係 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目 6番55号（手当や助成等）	電話：0896-28-6027 FAX：0896-28-6031	
難病に関すること	東予地方局 四国中央保健所 〒799-0404 四国中央市三島宮川4丁目 6番55号	電話：0896-23-3360 FAX：0896-28-1043	平日 8：30～17：15
発達障がいに関すること 障がいの有無にかかわらず、何らかの困りごとのある本人や保護者の相談（30歳代まで） 医療的ケア児等の相談	四国中央市役所 発達支援課 子ども若者発達 支援センター「Palette」 （子ども・若者総合相談センター） 〒799-0411 四国中央市下柏町749番地2	電話：0896-28-6266 FAX：0896-28-6030 E-mail： palette@city. shikokuchuo.ehime.jp	平日 8：30～17：15

② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

※各事業の日程は変更する場合があります。広報、市ホームページにてご確認ください。

四国中央市子育て応援隊（四国中央市ホームページ）

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/>

お子さんの年齢・ステージに合わせて、リンクをご覧ください。



○母子保健事業

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
母子健康手帳の交付	母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を守るためのもので、妊娠の経過から出産、予防接種の実施状況、お子さんの成長を記録する大切な手帳です。	市内在住の妊婦	四国中央市役所 保健推進課 四国中央市保健センター 〒799-0497 四国中央市三島宮川 4丁目6番55号 電話：0896-28-6054 FAX：0896-28-6110
妊婦一般健康診査 産婦一般健康診査	妊産婦さんと赤ちゃんの健康を守るための健診です。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の費用の一部が助成される、妊婦一般健康診査受診票（14回分）と産婦健康診査受診票（2回分）をお渡ししています。	市内在住の妊産婦	
妊婦歯科健康診査	市内の指定歯科医療機関にて、無料で1回歯科健診を受けることができます。	市内在住の妊婦	
妊産婦訪問	妊娠中や出産後に不安なことや相談のある人には、必要に応じて保健師が訪問し、相談をお受けします。	市内在住の妊産婦	
ママパパ学級 (予約制)	これからパパ・ママになる方を対象に、ママパパ学級を開催しています。	市内在住の初妊婦とパートナー	



○月齢別の保健サービス

乳児期・幼児期を通して、健診・相談・訪問など、さまざまな支援を受けることができます。

名称	内容	対象	場所	問い合わせ先
こんにちは 赤ちゃん訪問	お子さんを出産された全てのご家庭に、保健師・看護師などが訪問し、赤ちゃんの体重測定や子育てについてなどの相談をお受けします。	生後4か月以内	ご家庭	四国中央市役所 保健推進課 四国中央市保健 センター 〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目 6番55号 電話： 0896-28-6054 FAX： 0896-28-6110
4か月児 健康診査	身体計測、小児科診察、離乳食の動画、栄養相談、子育て相談、ブックスタート（絵本のプレゼント）、ファーストウッド（積み木のプレゼント）	生後4か月以上6か月未満のお子さん	・四国中央市 保健センター ・土居文化会館	
離乳食セミナー (予約制)	離乳食の進め方や工夫について学び、参加者同士の情報交換を行います。 離乳食初期についての講義、調理実習	生後5～6か月児の保護者	四国中央市 保健センター	
乳児一般 健康診査 (6～7か月児)	出生後にお渡しした受診票を使っての健診	生後6～7か月児	・県内医療機関 ・香川井下病院 ・三豊総合病院	
乳児一般 健康診査 (10～11か月児)	出生後にお渡しした受診票を使っての健診	生後10～11か月児	・県内医療機関 ・香川井下病院 ・三豊総合病院	
1歳6か月児 健康診査	身体計測、小児科診察、歯科診察、子育て相談、ブラッシング指導	1歳6か月以上 2歳未満のお子さん	・四国中央市 保健センター ・川之江 ふれあい交流 センター ・土居文化会館	
3歳児健康診査	身体計測、小児科診察、歯科診察、子育て相談、ブラッシング指導、視覚スクリーニング検査	3歳以上 4歳未満のお子さん	・四国中央市 保健センター ・川之江 ふれあい交流 センター ・土居文化会館	
育児相談・ 妊婦相談	身体計測や子育て、妊娠の相談ができます。お子さんやお母さん方が交流する場にもなっています。	市内在住の 妊産婦	・四国中央市 保健センター ・土居こども館	

○産後ケア事業

……産後ケア事業とは、出産後のお母さんが安心して子育てができるように、指定の施設においてお母さんと赤ちゃんのケアや授乳指導、育児相談等が受けられる事業です。

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/1756.html>



対 象	四国中央市内にお住まいの産後1年未満のお母さんとお子さんで、産後の体調または育児に不安がある方。 ※早産の方は、出産日を基準とした修正月齢です。医療行為が必要な方は利用できません。			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・お母さんの健康状態についての相談 ・乳房の手当や授乳指導 ・お子さんの健康状態のチェック ・育児相談、沐浴指導 ・お母さんの休息、心理的ケア など 			
利用期間	原則7日以内			
利用の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型：10時から翌日10時まで、3食付き ・日帰り型A：10時から16時まで、昼食付き ・日帰り型B：10時から20時まで、昼食・夕食付き ・訪問型：利用開始から最大2時間30分まで 			
利用施設	施設名	住所／電話番号		利用の種類
	四国中央病院 ※原則4か月までの利用	四国中央市川之江町2233番地 電話：0896-58-3515		宿泊型 日帰り型A
	マミー助産院	四国中央市土居町北野587番地3 電話：0896-74-6161		日帰り型A 日帰り型B 訪問型
	あやか助産院	四国中央市豊岡町五良野50番地15 電話：0896-77-5308		日帰り型A 訪問型
	こにしクリニック ※原則1か月までの利用	新居浜市庄内町1丁目13番35号 電話：0897-33-1135		宿泊型 日帰り型A 日帰り型B
利用料金 (1回あたり)	利用の種類	課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
	宿泊型	2,700円	1,350円	無料
	日帰り型A	1,500円	750円	無料
	日帰り型B	2,500円	1,250円	無料
	訪問型	1,000円	500円	無料

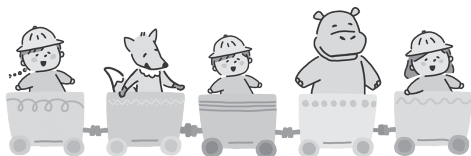
申請方法	利用を希望される方は、四国中央市保健センターへご相談の上、利用申請してください。 ※妊娠中から申請ができます。利用については、申請書に基づいて、妊産婦さんご本人と面談した後に決定します。
問い合わせ先	四国中央市 子育て世代包括支援センター（四国中央市保健センター） 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電話：0896-28-6054 https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/15892.html



○四国中央市 子育て世代包括支援センター

……子育て世代包括支援センターは妊娠から出産、子育てのさまざまな相談の窓口です。子育ての悩み事は、お子さんの成長によっていろいろと変化していきます。子育て世代包括支援センターでは、担当保健師が保護者やご家族のその時々々の心配事に合わせた相談に応じ、サービスや情報を提供するなど、ひとりひとりの子育てを応援します。

対 象	四国中央市内にお住まいの妊娠中の方及び子育て中の保護者
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期：母子健康手帳交付の際にお話を伺い、困りごとや悩みごとがある方は継続的にサポートします。 ・出産前後：出産に向けて不安なことがあれば、お話をお伺いします。 ・子育て期：子育てへ不安がある場合は、継続的にサポートします。また必要時、利用可能なサービスや専門機関をご紹介します。
相談対応時間	平日8時30分～17時15分（電話：0896-28-6054）
相談方法	来所、電話、メール、ビデオ通話アプリ（Zoom）
問い合わせ先	四国中央市 子育て世代包括支援センター（四国中央市保健センター） 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電話：0896-28-6054 https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/15892.html



○子育て支援センター

……四国中央市には、保護者の皆さんと就園前のお子さんが一緒に安心して遊べる子育て支援センターが6か所あります。それぞれが個性豊かにいろんなイベントなどを実施しており、育児相談はもちろん、仲間づくりや情報交換の場として誰でも利用することができます。



子育て支援センター

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/1741.html>

名称	場所	時間	問い合わせ先
乳児保育所こども村 子育て支援センター	乳児保育所こども村内 〒799-0112 四国中央市金生町山田井107	9時～16時 月曜日から金曜日 (祝日を除く)	0896-56-1310
みしま乳児保育園 子育て支援センター ひよこ	みしま乳児保育園内 〒799-0422 四国中央市中之庄町542	9時30分～16時 月曜日から金曜日 (祝日を除く)	0896-28-1512
四国中央市 子育て支援センター すくすく	みしま児童センター内 〒799-0405 四国中央市三島中央2-1-18	9時～15時 月曜日から金曜日 (祝日を除く)	0896-28-6155
親子のくつろぎ スペース にこにこルーム	〒799-0101 四国中央市川之江町1814-5 四国中央ドットコム2階	9時30分～15時 月曜日から土曜日 (祝日を除く)	0896-58-8726
親子ふれあい広場 ふわりん	〒799-0405 四国中央市三島中央 3-14-31	10時～15時 月曜日から金曜日 (祝日を除く)	0896-23-2526
土居おやこ広場	〒799-0712 四国中央市土居町入野178-1 土居こども館内	9時～16時 月曜日から金曜日 (祝日を除く)	0896-28-6394



○ファミリーサポートセンター

……ファミリーサポートセンターは、育児の援助を行いたい人（援助会員）と受けたい人（依頼会員）が会員となり、児童の送迎や預かりなど育児についてお互いが助け合う会員組織です。四国中央市が四国中央市社会福祉協議会に委託して実施しています。

援助内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、幼稚園、小学校、児童クラブ等の開始前又は終了後の送迎 ・ 保育所、幼稚園、小学校、児童クラブ等の開始前又は終了後の預かり ・ 保育所、幼稚園、小学校等が休日の場合の預かり ・ 依頼会員の仕事および育児の両立のために必要な援助活動 ※原則として、宿泊を伴う援助は行いません。	
援助の場所	子どもを預かる場合は、原則として援助会員の家庭で行います。	
利用料金 (報酬)	6時から8時まで	800円／1時間あたり
	8時から19時まで	700円／1時間あたり
	19時から21時まで	800円／1時間あたり
	その他の時間帯	個別に決定する

※報酬は、1回の活動につき最初の1時間までは、すべて1時間とみなします。1時間を超える場合は、30分単位での加算となります。

※兄弟姉妹で子どもを預ける場合は、2人目から半額となります。

※無断キャンセルの場合は、予定されていた時間分の報酬額の全額を支払ってください。

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/1731.html>



■問い合わせ先

四国中央市ファミリーサポートセンター

〒799-0111 四国中央市金生町下分791番地2（川之江文化センター1階）

電話：0896-28-6150



○参考リンク集

「しこちゅ〜すくすくナビ」

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/29052.html>

子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/8765.html>



③ 手当や年金について

……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手 当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 15,000円/月 (一律) ・3歳～小学生 10,000円/月 (第3子以降は15,000円) ・中学生 10,000円/月 (一律) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の生計中心者で、四国中央市に住民登録をしており、対象となる児童を養育している人 ・児童の入所施設の設置者、里親 ・児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者(父母が国外に居る場合のみ) <p>※所得制限あり</p>	<p>四国中央市役所 こども家庭課 子育て支援係</p> <p>〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号 電話： 0896-28-6027 FAX： 0896-28-6031</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童)を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども1人の場合 10,740円～45,500円/月 ・2人目 5,380円～10,750円/月 加算 ・3人目以降 1人につき 3,230円～6,450円/月 加算 <p>※令和6年4月改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・父母が離婚した児童 ・父または母が死亡した児童 ・父または母が重度の障がいにある児童 ・父または母の生死が明らかでない児童 ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 <p>※所得制限あり</p>	



	手当	内容	対象	窓口
手 当	特別児童扶養 手当	精神または身体に中度以上 の障がいのある20歳 未満の児童を養育してい る父または母、もしくは 父母に代わってその児童 を養育している方に支給 される手当です。 ・1級（重度障がい） 55,350円/月 ・2級（中度障がい） 36,860円/月 ※令和6年4月改定	①児童や父もしくは母、 または養育者が日本国内 に住んでいること ②児童が施設に入所して いないこと ③障がいを理由とした公 的年金を受けられないこ と ④受給者、配偶者、扶養 義務者の所得が一定の額 以下であること	四国中央市役所 こども家庭課 子育て支援係 〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号 電話： 0896-28-6027 FAX： 0896-28-6031
	障害児福祉 手当	精神または身体に重度の 障がいがあり、日常生活 において常時特別の介護 を必要とする20歳未満 の方に支給される手当で す。 15,690円/月 ※令和6年4月改定	20歳未満で、常時介護が 必要であり、身体障がい （1級と2級の一部）や知 的障がい（IQ20以下程度）、 発達障がいのある児童で、 以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養 義務者の所得が一定の額 以下であること ②施設に入所していない こと ③障害年金などの障がいを 支給条件とする公的給 付を受けていないこと	四国中央市役所 生活福祉課 障がい福祉係 〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号 電話： 0896-28-6023 FAX： 0896-28-6172
	特別障害者 手当	障がい重複するなど精 神または身体に著しく重 度の障がいがあり、日常 生活において常時特別の 介護を必要とする在宅の 20歳以上の方に支給さ れる手当です。 28,840円/月 ※令和6年4月改定	20歳以上で、日常生活で 常時特別の介護が必要で あり、障害年金の1級程 度の障がい重複してい るなど、著しく重度障が いの状態にある方で、以 下の条件である方。 ①受給者・配偶者・扶養 義務者の所得が一定の額 以下であること ②施設に入所していない こと ③3か月以上連続して入 院していないこと	

	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級 1,020,000円/年 + 子の加算 ・2級 816,000円/年 + 子の加算 	<p>●20歳前の障がいの場合 20歳前に病気やけがで障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間の国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合に受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)</p>	<p>四国中央市役所 市民部 市民窓口センター</p> <p>〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号 電話： 0896-28-6018 (年金) FAX： 0896-28-6128</p>
制度	心身障害者 扶養共済制度	<p>心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったたり、重度障がいの状態になった後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。</p>	<p>障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①四国中央市に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。 	<p>四国中央市役所 生活福祉課 障がい福祉係</p> <p>〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号 電話： 0896-28-6023 FAX： 0896-28-6172</p>



④ 医療費等の助成や給付について

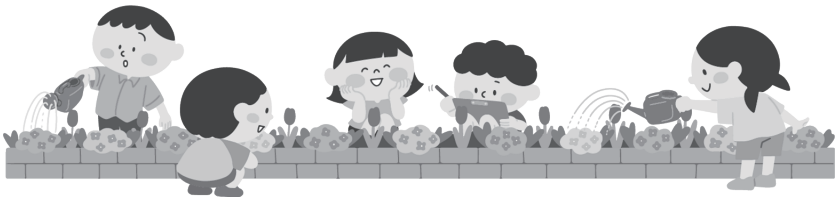
……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。

●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
こども医療費助成	乳幼児から18歳年度末までの子どもの入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	四国中央市に住所を有する乳幼児（就学前：6歳に達した日の年度末）または児童（18歳に到達した日の最初の年度末まで）の保護者等が対象。各医療保険の一部負担金について、市が助成します。（高額療養費、家族療養費、付加給付金など、医療保険から支給される分を除いた額） ※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。	四国中央市役所 国保医療課 福祉医療係 〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号 電話： 0896-28-6017
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の母・父及び児童の入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	①児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者がいない女子または配偶者がいない男子、 ②前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童、 ③配偶者がいない祖母と孫または姉と弟妹ならびに配偶者がいない祖父と孫または配偶者がいない兄と弟妹からなる家庭であって、市長がひとり親家庭に準ずると認めるもの、 ④母または父が重度心身障がい者の家庭の障がい者でない母または父及び児 ※所得制限の要件があります。 ※児童については20歳未満でも、就職して社会保険の対象になっている場合は対象外となります。 ※生活保護を受けている方や所得税の納付義務のある方は対象にはなりません。	

助成・給付	内容	対象	窓口
未熟児養育医療制度	<p>身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、必要な医療を支給します。</p> <p>給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。</p>	<p>出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児（1歳未満） （保護者が四国中央市内に居住するもの）。</p>	<p>四国中央市役所 国保医療課 福祉医療係</p> <p>〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号</p> <p>電話： 0896-28-6017</p>
小児慢性特定疾病医療費助成	<p>小児の慢性疾患のうち国の指定する小児慢性疾病と診断され、かつ、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。</p>	<p>18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）</p>	<p>東予地方局 四国中央保健所 地域支援係</p> <p>〒799-0404 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号</p> <p>電話： 0896-23-3360 FAX： 0896-28-1043</p>
難病医療費助成	<p>難病のうち、国の指定する「指定難病」と診断され、かつ、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療等に係る医療費の一部を助成します。</p>	<p>以下の①～④全てを満たす方</p> <p>①難病法に定める指定難病と診断された方</p> <p>②症状の程度が疾病ごとに決められた認定基準(重症度分類基準)を満たす方、または認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額(10割の額)が33,330円を超える月が年間3回以上ある方</p> <p>③患者本人が四国中央市内に住民票がある方</p> <p>④公的医療保険(国民健康保険や健康保険など)に加入している方、または生活保護受給者</p>	
重度心身障がい者医療費助成	<p>重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。</p>	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級または2級に該当する人 ・療育手帳A級を持つ人 ・療育手帳B級（中度）と身体障害者手帳を持つ人 	<p>四国中央市役所 国保医療課 福祉医療係</p> <p>〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号</p> <p>電話： 0896-28-6017</p>

助成・給付	内容	対象	窓口
育成医療 (自立支援医療)	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障害を招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること(対象の手術等に限る) ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③四国中央市に住民登録があること ※所得制限の要件あり	四国中央市役所 生活福祉課 障がい福祉係 〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号 電話： 0896-28-6023 FAX： 0896-28-6172
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	
更生医療 (自立支援医療)	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方。 対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい(心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫)です。 ※所得制限等の要件あり	



●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童のうち、日常生活を営むのに著しく支障のある児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	次の全ての要件に該当する方が対象です。 ・ 四国中央市にお住まいの方 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ・ 在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方 ・ 障害者総合支援法などの他の同様な用具給付制度を利用できない方	四国中央市役所生活福祉課 障がい福祉係 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電話：0896-28-6023 FAX：0896-28-6172
補装具の交付・修理	身体障がい者（児）及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具（補装具）の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。	事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。ただし、介護保険等により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができる方は対象外です。また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。	
日常生活用具給付事業	障がい者（児）、難病患者の日常生活の利便を測るため、ストーマ装具や紙おむつなどの日常生活用具を給付しています。	原則、在宅で生活する以下の人が対象です。 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方 ・ 療育手帳の交付を受けている方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・ 難病患者等で必要性が認められる方 ただし、介護保険等により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができる方は対象外です。また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。	

⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

*愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P148参照

⑤-(b) 障害者手帳の制度について

……障害者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしやく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ほうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	四国中央市役所 生活福祉課 障がい福祉係 〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号 電話： 0896-28-6023 FAX： 0896-28-6172
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともなう、いわゆる知的障がい者（児）がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がい程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともなう方	
③	精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。 1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方 ため、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	



⑤-(c) 障害福祉サービスについて

○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

***愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P148参照**

○障害児通所支援

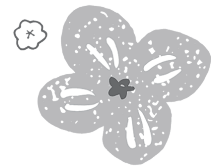
……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。	小学校就学前の障がいのある子ども(身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児を含む精神障がい児)	四国中央市役所生活福祉課 障がい福祉係 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
②	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児	電話： 0896-28-6023 FAX： 0896-28-6172
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通っている障がいのある児童	

	サービス	内容	対象	窓口
④	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童	四国中央市役所 生活福祉課 障がい福祉係 〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号 電話： 0896-28-6023 FAX： 0896-28-6172

* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P148参照



⑥ 入園について

○ 保育所等の利用について

……子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	担当課
幼稚園	なし	3～5歳	1号認定	四国中央市役所 保育幼稚園課 〒799-0497 四国中央市三島 宮川4丁目6番55号 電話： 0896-28-6022 FAX： 0896-28-6031
認定こども園	なし	3～5歳	幼稚園機能部分(1号認定)	
		3～5歳	保育所機能部分(2号認定)	
保育所	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	0～2歳	3号認定	
		3～5歳	2号認定	
地域型保育事業所		0～2歳	3号認定	

●一時預かり（一般型）について

……一時預かりとは、保護者の就労や傷病、出産、看護、冠婚葬祭などで一時的に家庭での保育が困難な時に、保育施設でお子さんをお預かりするサービスです。

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/1732.html>



保育所名	対象年齢	時間	電話
乳児保育所こども村	満1歳～3歳	月～金曜日 8:30～16:00	0896-56-1310
乳児保育所ころ	満1歳～3歳	月～金曜日 8:30～16:00	0896-58-1787
妻鳥保育園	満4歳～就学前	月～金曜日 9:00～16:00	0896-22-3980
東保育園	1歳児～就学前	月～金曜日 9:00～16:00	0896-28-6085
みしま乳児保育園	生後57日～1歳	月～金曜日 9:00～16:00	0896-28-1512
寒川保育園	満1歳～就学前	月～金曜日 9:00～16:00	0896-28-6087
土居保育園	満1歳～就学前	月～金曜日 9:00～16:00	0896-28-6372
幼保連携型認定こども園 アンジェリーナ	満1歳～就学前	月～金曜日 9:00～16:00	0896-74-6980

※祝日等はお預かりできません。詳細については、各保育所等にお問い合わせください。

対象者	四国中央市内に住所を有し、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所に在籍していない児童
利用料	1日 1,500円（みしま乳児保育園のみ 半日750円 1日 1,500円） ※なお、生活保護世帯及び市民税非課税世帯については減免制度がありますので、別途お問い合わせください。
利用申込	初めて利用される方は、利用前に登録申請と面談が必要です。一時預かりを希望する保育園に直接ご連絡していただき、お子さんと一緒に申し込みを行なってください。
利用上限	週3回程度（月15日）を限度として利用することができます。

○病児・病後児保育について

……四国中央市では、病児保育を、ふじえだファミリークリニック内に委託・開設しています。病児保育とは、お勤めや急な用事等、ご家庭でお子さんの看病ができない時、保護者にかわって看護師・保育士が病気又は病気の回復期のお子さんをお預かりして看護保育するものです。入院や医療行為を行うものではありませんので、通院で治療の行える程度のお子さんが対象となります。

実施機関	病児・病後児保育ルーム「エミリア」(ふじえだファミリークリニック)
住 所	四国中央市中曽根町5074 ふじえだファミリークリニック3階
電 話	0896-23-5925
実 施 日	月曜日～金曜日 9時～17時30分 ※土日・祝日・年末年始は休み
対象児童	上記の状況にある生後5か月から小学6年生
利用条件	入院の必要がなく病状が安定している状態、又は回復期にあること。 ※感染症の種類によっては、受け入れができない場合があります。
利 用 料	2,500円/日・人 ※市民税非課税世帯は、1日1,000円、生活保護世帯は無料です。
利用申込	<ul style="list-style-type: none"> ・利用前には、必ず、こども家庭課もしくはエミリアに利用登録申請を行なってください。 ・利用希望者は、前日又は当日、必ず電話で空き状況をご確認ください。 ・キャンセルの場合は、必ずエミリアに連絡してください。 ・書類は記入箇所が多いので、事前にご家庭で記入の上、ご持参ください。
持 参 物	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業利用申請書、医師連絡表、病児・病後児保育ルーム児童票(初回のみ) ・着替え(下着・シャツ)、子供用エプロン、ナイロン袋 ・そのほか、乳児はミルク、哺乳瓶、乳首、紙おむつ、お尻拭きなどが必要 ・健康保険証、母子手帳 ・お弁当、おやつ(10時と15時の2回分)は必ず持参 ※食事の準備はありません

病児・病後児保育ルーム「エミリア」

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/1730.html>



⑦ 就学について

四国中央市子育て応援隊（四国中央市ホームページ）

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/>
お子さんの年齢・ステージに合わせて、リンクをご覧ください。



●こども支援室

……「こども支援室」では、登校しぶり、不登校、いじめ、不適切な行動など学校生活の問題でのお悩みの児童・生徒・保護者の相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/36/1993.html>



場所	こども支援室 四国中央市下柏町749番地2（パレット3階・少年育成センター内）
相談方法	電話、来所、訪問（家庭訪問、公民館等）、メール相談
相談日	月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日はお休み）
時間	9時00分～17時00分
連絡先	電話：0896-28-6188 E-mail：kodomoshien@city.shikokuchuo.ehime.jp
問い合わせ先	四国中央市少年育成センター 〒799-0411 四国中央市下柏町749番地2（子ども若者発達支援センター内） 電話：0896-28-6064 FAX：0896-28-6195 E-mail：ikuseic@city.shikokuchuo.ehime.jp

●教育支援センター

……教育支援センターでは、不登校児童生徒に対して、教育相談のほか、個別学習や体験活動などの支援を行っています。

（開室日時）学校と同じです。（長期休業中は閉室します。）9:00～15:00

（教育相談）不登校・学校生活・進路・人間関係・生活習慣・情緒不安など

・四国中央市の教育支援センター

施設名	所在地・電話番号
キトリ	〒799-0101 四国中央市川之江町1720番地1（西川ふれあい塾） 電話：0896-77-4971

施設名	所在地・電話番号
ユーマールーム	〒799-0411 四国中央市下柏町749番地2（パレット3階） 電話：0896-28-6166
はあとふるDoI	〒799-0712 四国中央市土居町入野178番地1（農村環境改善センター） 電話：0896-28-6355
あおぞら	〒799-0405 四国中央市三島中央3丁目6番7号 （株本藤組【旧愛媛銀行三島支店跡2F】） 電話：0896-77-5845

●就学時健康診断

……就学予定者に対して、10月頃に実施し、心身の状況を把握して、治療の勧告その他の保健上必要な助言、教育（就学）相談等を行います。毎年9月上旬に、学校教育課から各家庭に案内をお送りしています。

■問い合わせ先

四国中央市役所 学校教育課

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電話：0896-28-6045

●就学先

就学分類	概要	対象
通常学級	通常の学級です。	
通常学級 ＋通級による指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた指導を通級指導教室で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行います。障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む)

●特別支援学級または通級指導教室を設置している四国中央市内小学校

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/36/3862.html>



学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
川之江小学校	四国中央市川之江町2370番地	0896-28-6285	○	—
金生第一小学校	四国中央市金生町下分1665番地	0896-28-6282	○	○
金生第二小学校	四国中央市金生町山田井775番地	0896-28-6283	○	—
上分小学校	四国中央市上分町800番地	0896-28-6284	○	—
妻鳥小学校	四国中央市妻鳥町1488番地	0896-28-6281	○	—
南小学校	四国中央市金田町金川145番地	0896-28-6280	○	—
川滝小学校	四国中央市川滝町下山1910番地	0896-28-6288	—	—
松柏小学校	四国中央市下柏町407番地	0896-28-6094	○	—
三島小学校	四国中央市三島中央3丁目2番23号	0896-28-6095	○	○
中曽根小学校	四国中央市中曽根町1556番地	0896-28-6093	○	—
中之庄小学校	四国中央市中之庄町140番地	0896-28-6092	○	○
寒川小学校	四国中央市寒川町1814番地	0896-28-6096	○	—
豊岡小学校	四国中央市豊岡町豊田45番地	0896-28-6097	○	—
長津小学校	四国中央市土居町津根2061番地	0896-28-6370	○	—
小富士小学校	四国中央市土居町小林667番地	0896-28-6367	○	—
北小学校	四国中央市土居町蕪崎1040番地	0896-28-6368	○	—
土居小学校	四国中央市土居町土居1580	0896-28-6366	○	○
関川小学校	四国中央市土居町上野1726番地1	0896-28-6369	○	—
新宮小・中学校	四国中央市新宮町新宮448番地	0896-28-6424	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴・弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

●放課後児童クラブ

……放課後児童クラブは、昼間、就労等で保護者が自宅にいないご家庭の小学生児童を対象に、遊びを主とした健全育成の場を提供する子育て支援策です。

開設日時	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の月曜日から金曜日：学校下校時から18時まで ・春、夏、冬休み期間の月曜日から金曜日：8時から18時まで ・土曜日：8時から18時まで ・学校行事による振替休日：8時から18時まで
対象児童	<p>次の項目に全て該当する児童が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所がある小学1年生から6年生 ・保護者が就労等で日中家庭にいない。 ・保護者が児童のお迎えをできること <p>(ただし、春夏冬休み期間中・土曜日などは送迎が必要)</p>
利用申込	<p>入会手続きが必要です。HPをご参照ください。</p> <p>https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/list19-141.html</p> <div style="text-align: right;">  </div>
問い合わせ先	<p>みしま児童センター 〒799-0405 四国中央市三島中央2丁目1番18号 電話：0896-28-6072</p>



●特別支援学級または通級指導教室を設置している四国中央市内中学校

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/36/3862.html>



学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
川之江北中学校	四国中央市川之江町2390番地	0896-28-6287	○	—
川之江南中学校	四国中央市上分町395番地	0896-28-6282	○	○
三島西中学校	四国中央市中之庄町乙38番地の1	0896-28-6100	○	○
三島南中学校	四国中央市寒川町4335番地	0896-28-6099	○	—
三島東中学校	四国中央市中曾根町199番地	0896-28-6098	○	—
土居中学校	四国中央市土居町土居375番地	0896-28-6371	○	○
新宮小・中学校	四国中央市新宮町新宮448番地	0896-28-6424	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

*** 愛媛県内の特別支援学校については、P147参照**

